

秋田市教育委員会
令和2年5月臨時会
(資料①)

【資料目次】

教育長等の報告

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校等の再開等について… 1

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校等の再開等について

1 小・中・高等学校、美大附属高等学院

休業期間を5月10日(日)までとし、11日(月)から通常の学校活動を再開した。

・5月7日(木)および8日(金)は、学校活動の再開に向けた準備期間として、臨時の登校日を設定するなど、各校の状況に応じて準備作業を行った。

(1) 休校中(4/12~5/6)の学習支援について

- ・登校日の設定、保護者来校、ホームページ等をとおして、学習課題の配布や学習成果の確認を行った。
- ・家庭訪問、電話連絡、一斉メール等をとおして、児童生徒の状況把握や生活上のアドバイスをを行った。

(2) 教育活動の再開に係る留意点等について

ア 健康管理に関すること

- ・家庭と連携した毎朝の検温
- ・手洗い、咳エチケットの徹底、マスクの着用励行
- ・換気の徹底
- ・座席の配置や間隔への配慮
- ・よく触れる場所の消毒

イ 児童生徒の心のケア等に関すること

- ・感染者や濃厚接触者、県外からの転入者等に対する偏見や差別につながる行為等の防止の徹底
- ・きめ細やかな健康観察等による児童生徒の状況把握(不登校、児童虐待、ゲーム依存等への早期対応)

ウ 部活動に関すること

- ・活動環境への配慮(体育館、音楽室等の換気など)
- ・けが等の防止(活動前の健康観察、長期休校明けに配慮した活動内容など)

(3) 授業日の回復措置について

- ・夏季休業中に授業日を設定することを検討している。

(4) その他

- ・今後、児童生徒又は教職員（保護者、家族を含む。）に感染が確認された場合は、原則として当該校を臨時休校とするが、市内での感染状況や感染拡大の可能性等を踏まえて、全市一斉休校とすることもあり得る。

2 社会教育施設

休館期間を5月10日（日）までとし、11日（月）から通常の業務を再開した。

- ・5月7日（木）から10日（日）までは、業務再開の準備期間とした。
- ・大規模なイベントについては、引き続き開催を見合わせる。
- ・太平山自然学習センターの宿泊利用については、緊急事態宣言が解除されるまでの間、利用を停止する。
- ・土崎みなと会館については、当分の間、休館とする。